

静岡県と株式会社杏林堂薬局との地方創生に関する連携協定

静岡県（以下「甲」という。）と株式会社杏林堂薬局（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することにより、地方創生の実現を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）健康増進、子育て家庭・高齢者・障害のある方への支援に関すること
- （2）子ども・青少年の育成支援、子育て支援に関すること
- （3）地域の安全・安心の確保、災害時の支援に関すること
- （4）県政の情報発信に関すること
- （5）文化・芸術・スポーツの振興に関すること
- （6）県産品の販路拡大や地産地消の推進、地域産業の振興に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な取組内容及び実施方法は、甲及び乙の合意の上、決定する。

（協定の内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和元年11月21日

甲：静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事

川 藤 平 太

乙：静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー13階
株式会社杏林堂薬局
代表取締役社長

青 田 英 行